



平成28年 2月10日

各 位

会社名 東芝テック株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田 隆之
(コード番号6588 東証第1部)
問合せ先 経営企画部 広報室長
水野 隆司
(TEL 03-6830-9151)

第91期第3四半期報告書(自平成27年10月1日至平成27年12月31日)提出期限延長申請のお知らせ

当社は、下記1記載の四半期報告書について、金融商品取引法第24条の4の7第1項に定める提出期限までに提出できないこととなりましたので、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に基づき、関東財務局に対して、当該四半期報告書の提出期限の延長について、下記のとおり承認申請をすることを決定いたしましたので、お知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をお掛けいたしますことを心からお詫び申し上げます。

1. 対象となる四半期報告書

第91期(平成28年3月期)第3四半期報告書(自平成27年10月1日至平成27年12月31日)(以下「本四半期報告書」といいます。)

2. 延長前の提出期限

平成28年2月15日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成28年3月14日

4. 提出期限の延長が必要となる理由

平成28年2月2日付「平成28年3月期第3四半期決算発表の延期に関するお知らせ」でお知らせしておりますとおり、当社は、平成28年1月27日に当社が退職給付債務の計算を委託している外部の年金数理計算受託会社(以下「本件受託会社」といいます。)より、本件受託会社の事務過誤に起因して、当社の退職給付債務の計算結果に、一部誤りがある旨報告を受けました。

これを受け、当社は、本件受託会社に当社の退職給付債務の再計算を依頼しておりましたが、本日、かかる再計算の結果を入手いたしました。かかる再計算の結果によれば、計算誤りは、第90期(平成27年3月期)第1四半期から、退職給付に関する会計基準の変更に際して本件受託会社における事務過誤を原因として生じており、同四半期の期首において退職給付債務が約16億円過小に計上されておりました。かかる計算誤りには金額的な重要性が認められるため、同四半期に遡って過年度決算の訂正が必要となると判断いたしました。

過年度の財務諸表及び連結財務諸表を訂正するに際しては、上記の退職給付債務に係る訂正を行う

にあたり、入手した再計算結果の検証作業を以って訂正数値の確定を行います。その検証作業に相当の時間を要すること、さらに、過年度において重要性がないために修正を行っていない誤謬についても併せて訂正することとした為、本四半期報告書の法定の提出期限（平成 28 年 2 月 15 日）までにこれらの過年度の財務諸表及び連結財務諸表の訂正を完了させ四半期レビュー報告書を受領することが困難な状況にあります。

このため、誠に遺憾ながら、本四半期報告書について、法定の提出期限までに提出できないこととなりましたので、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に基づく提出期間延長の承認を申請するものであります。

— 以 上 —